一般社団法人あおもりPG推進協議会マーク等使用基準

(平成28年7月1日制定)

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人あおもり P G 推進協議会(以下、「協議会」という。)からブランド 認証を受けた正会員が、その認証を受けた商品におけるマークやコピー(以下「マーク等」という。)を使用する場合に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(使用)

- 第2条 マーク等は、認証された商品、その商品の試供品、その商品のパッケージ等の他、その商品の 販促に用いるポップ・チラシ・パンフレット・旗・のぼり等(以下「マーク等使用物品」という。)に 使用することができる。
- 2 マーク等使用物品は、その物品を使用する前に、現物を 1 個以上協議会事務局へ届け出るものとする。また、商品及び外観等を変更した場合も同様とする。
- 3 マーク等は単色として濃淡はつけない。

(無認証での使用)

第3条 協議会会長は、マーク等の無認証での使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

第4条 この基準に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この基準は、平成28年7月1日より施行する。